

建築に伴う関係法令等の調査書(浜名区・天竜区)

(令和7年4月現在)

調 査 場 所		調 査 事 項		関 係 課 等	備 考	
都市計画区域	□内	□市街化区域	下記1～3の都市計画情報を確認の上、北部都市整備事務所(585-1154)へお問い合わせください。			
		□市街化調整区域	線引前宅地、建築許可については、北部都市整備事務所(585-1161)へお問い合わせください。			
	□外	下記1～3の指定はありません。(都市計画施設-新東名高速道路を除く)				
都 市 計 画 情 報		調 査 事 項		関 係 課 等	備 考	
1	(1)	都市計画施設	□道路 □公園 □その他 ( )	北部都市整備事務所	都計法53条建築許可 585-1161	
	(2)	市街地開発事業	□土地区画整理事業 □都市再開発事業	市街地整備課	457-2747	
	(3)	地区計画区域	□内 ( )	北部都市整備事務所	届出 585-1154	
2	(1)	用途地域	□1低□2低□1中□2中□1住□2住□準住 □近商□商業□準工□工業□工専□指定無し	北部都市整備事務所	585-1161	
		① 建 蔽 率	指定建蔽率 % 角地割増等 + 計 %			
		② 容 積 率	指定容積率 % 道路幅員 m×40・60 = %			
		③ 最 高 高 さ	□10m □12m (1低、2低のみ)			
		④ 最 低 敷 地 面 積	□有 ( m <sup>2</sup> )			
		⑤ 外 壁 後 退 距 離	都市計画用途地域で定めたものではありません。			
	上記①～⑤について都市計画用途地域とは別に地区計画、建築協定などで定めている地区があります。					
	(2)	特別用途地区	□内 ( )	北部都市整備事務所	585-1161	
	(3)	防火地域	□防火 □準防火 □無 (都計内は22条区域)			
	(4)	高度地区	□中高層住居専用地区 □佐藤地区			
(5)	高度利用地区	□内				
(6)	風致地区	□内 (□第1種 □第2種)	緑 政 課	許可 457-2586		
(7)	生産緑地地区	□内 (建築不可)	緑 政 課	457-2586		
3	立地適正化計画	□居住誘導区域 □都市機能誘導区域	都 市 計 画 課	届出 457-2371		
調 査 項 目		調 査 事 項		関 係 課 等	備 考	
協 議 等	中高層紛争予防条例	用途地域により高さ10m又は15m以上		建 築 行 政 課	届出 457-2472	
	建築協定区域	□内 ( )		北部都市整備事務所	各地域の協定委員と協議	
	災害危険区域	災害危険区域建築制限解除(県条例3、4条)		北部都市整備事務所	585-1154	
	バリアフリー法	特別特定建築物2,000㎡以上(公衆便所50㎡以上)		建 築 行 政 課	457-2472	
	県福祉のまちづくり条例	特定公共的施設		建 築 行 政 課	届出 457-2472	
	耐震促進法	特定建築物		建 築 行 政 課	認定 457-2472	
	建設リサイクル法	解体80㎡以上、新築・増築500㎡以上、建築物の解体以外1億円以上、建築物以外500万円以上		北部都市整備事務所	届出 585-1154	
	建築物省エネ法	新築・増築で適合性判定		建 築 行 政 課	457-2472	
	C A S B E E	新築・増築2,000㎡以上(棟単位)		建 築 行 政 課	届出457-2472	
	狭い道路の拡幅整備条例	市街化区域内で2項道路に接する敷地		北部都市整備事務所	事前協議585-1154	
	開発行為	市街化区域内1,000㎡以上、調整区域は個別協議		土 地 政 策 課	457-2373	
	宅造・盛土規制法	盛土1m超、切土2m超、500㎡超の盛土・切土など		盛 土 対 策 課	457-2307	
	土地利用	市街化区域又は都計外2,000㎡以上 市街化調整区域5,000㎡以上		土 地 政 策 課	457-2365	
	景観条例	景観計画重点地区(新都田) 大規模建築物(高さ15m超え・建面1,000㎡超え)		北部都市整備事務所	585-1154	
	屋外広告物条例	規制地域区分の種類 広告物の種類・表示面積		土 地 政 策 課	457-2344	
	浜名湖自然公園	□内(□特別地域 □普通地域)		緑 政 課	457-2586	
	上下水道	水道、下水道、浄化槽		上下水道部お客様センター	475-2511	
	消防法	消防同意		浜 北 消 防	586-0119	
	ビル管理法	興行場、店舗、事務所、旅館等(3,000㎡超)		保 健 所 浜 北 支 所	585-1398	
	廃棄物処理法	廃棄物処理施設		一般廃棄物対策課 産業廃棄物対策課	453-6229 (一般廃棄物) 453-6190 (産業廃棄物)	
	大規模小売店舗	店舗面積1000㎡以上		産 業 振 興 課	457-2285	
	駐車場附置義務条例	商業・近商地域内特定用途等 大規模建築物		交 通 政 策 課	届出 457-2910	
	駐車場法	駐車スペース500㎡以上 有料駐車場		交 通 政 策 課	457-2441	
	風俗営業法	許可		警 察 署 生 活 安 全 課	中央 475-0110、東 460-0110 西 481-0110、浜北 585-0110	
	天竜川水域	河川保全区域(堤防より18m以内)		国 土 交 通 省	466-0111	
	国道1号			浜 松 河 川 国 道 事 務 所		
	水路占用	各土木整備事務所 各土地改良区・金原用水等		各土木整備事務所 各土地改良区等	萩丘地区を除く旧中区・旧南区 457-1010 萩丘、三方原地区 436-2551 旧東区 424-0165、旧西区 597-1155 旧浜北区及び三ヶ日町を除く浜名区全域 523-2897 三ヶ日町 523-8888 旧浜北区 585-1152、天竜区 922-0025	
	土砂法	土砂災害警戒区域		河 川 課	457-2451	
	航空法	基地周辺		航 空 自 衛 隊 浜 松 基 地	第一航空団渉外室 472-1111 (内線) 3313	
	電波伝搬障害	31m以上の建物		東 海 総 合 通 信 局	052-971-9621	
工場立地法	敷地面積9,000㎡以上 建築面積3,000㎡以上		企 業 立 地 推 進 課	457-2824		
農地法			浜 北 農 地 利 用 G	585-1118(旧浜北区・天竜区)		
			北 部 農 地 利 用 G	523-3106(旧北区)		
文化財保護法	埋蔵文化財の有無		地 域 遺 産 セ ン タ ー	053-542-3660 (文化財課: 457-2466)		